

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年三月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月十日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相 原 秀 行

県道新座和光線	路線名
新座市大和田一丁目九四〇番一三地先から同市野火止五丁目五八番九地先まで	供用開始の区間
令和二年三月十日	供用開始の期日
令和二年三月十日付け埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第三号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長二八〇・三六メートル	備考